

総長選考・監察会議（第7回）

令和4（2023）年3月15日（水）

14：00～15：30

議 題

1. 令和5年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について
2. 総長選考・監察会議関係規則等の改正について
3. その他
 - ・総長にかかる兼業報告 等

配布資料

1. 令和5年度の総長選考・監察会議への申し送り事項（案）
2. 東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項（令和4年3月16日総長選考会議承認）の改正について（案）
3. 藤井総長にかかる兼業報告
4. 令和5年度の日程案
5. 第6回総長選考・監察会議議事要旨（案）

参考資料 第6回総長選考・監察会議資料3（総長選考・監察会議関係規則等の改正について（案））

令和 5 年 3 月 1 5 日
総長選考・監察会議

令和 5 年度の総長選考・監察会議への申し送り事項（案）

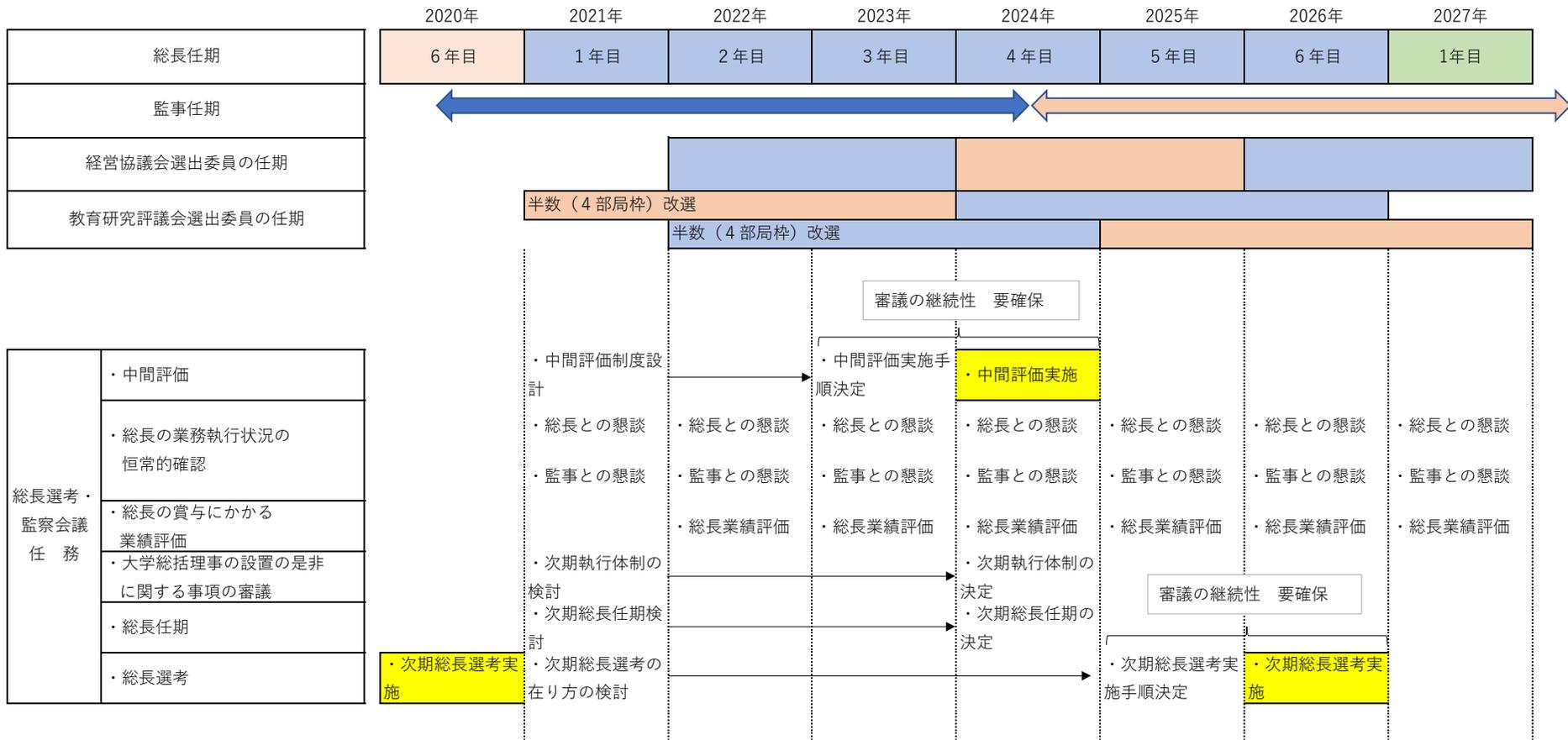
令和 4 年度の総長選考・監察会議においては、前年度から申し送られた「次期総長選考に向けて特に留意すべき課題」及び「総長の業務執行状況の確認、業績評価及び将来の総長候補の育成の在り方」について、その具体的な課題検討を別紙 1 のスケジュールをもとに別紙 2 の行程表として作成した。

次年度以降の総長選考・監察会議では、国際卓越研究大学制度の公募・認定審査状況や国立大学法人法の改正に伴うガバナンス改編等を見据えつつ、この行程表に従い課題検討を行うことを申し送る。

また、令和 4 年度に実施した総長の賞与に係る職務実績評価について、振り返りを行ったところ、別紙 3 の意見があった。これらの意見を踏まえ引き続き検討を行うことを併せて申し送る。

総長選考・監察会議スケジュール

別紙 1



(参考) 国際卓越研究大学関連

★国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律

- 法公布
- 法施行
- 基本方針
- 認定申請
- 計画認可申請
- 支援開始

★国立大学法人法一部改正法案

- 法案審議

2025年度までの総長選考・監察会議における課題検討行程表（案）

国際卓越研究大学制度によるガバナンス改編(法人法改正は2023年臨時国会?)を見据えつつ検討する必要がある。

○総長の中間評価

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
・2024年度の中間評価実施に向けた具体的な実施内容の検討を行い、評価スケジュールを確定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール ・自己評価書フォーマット・評価資料 (内規18条2項) ・意見照会手続き (内規18条3項) ・評価案の作成方法 (内規18条4項) ・総長に対する質疑の形式 (内規18条4項) ・評価の決定方法 (内規18条4項) ・評価結果の通知方法 (内規19条1項) ・評価結果の公表方法 (内規19条2項) 	(a) 前回の手順をそのまま踏襲する (b) 前回の手順を踏襲しつつ、2022年度から導入した総長の賞与に係る職務実績の評価との関係性を整理したうえで、もう少し簡略化した手続きとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ「総長選考・監察会議内規」の見直し ・必要に応じ「総長の中間評価の実施に関する運用について（平成29年10月学内WG）」の見直し ・内規改正を要する場合、総長選考・監察会議の表決 	2023年10月まで	2023年11月の総長選考・監察会議で決定

次期総長選考に向けた課題検討行程表

○次期総長の任期

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
・国立大学法人法において、「学長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める」とされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・総長の任期は、大学運営上の基礎的な重要事項であり、様々な視点から総合的に判断する必要 ・総長像全般の議論を深めつつ、その議論に沿って検討 ・総長選考・監察会議の解任申し出権限など、その果たす役割や機能と併せて一体的に考えていく必要 ・中期計画の在り方など大学を取り巻く諸条件の変化も考慮すべき要素 ・国際化を踏まえ海外の大学の状況等も視野に入れた議論が必要 ・海外の諸大学の総長選考について比較する場合には、その制度の成りたちや文化の違いにも留意すべき 	(a) 6+0 (H21年～現行) (b) 4+0 (S47年～H20年) (c) 4+2 (S24年～S47年) (d) 5+ α (T8年～S13年) ・・・・など ※過去の検討経緯 「6年は長すぎる」という意見が学内にあることを認識しつつも、2012年度の検討では、「6年は不適切である」という意見は特段なく、6年任期を見直す積極的な理由は見当たらなかった。	<ul style="list-style-type: none"> ・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催（審議状況報告、意見交換） ・学内構成員への意見照会 ・総長の任期を改定する場合、総長選考・監察会議の表決 （・総長の任期に関する規則改正案審議→役員会へ引き継ぎ改正） 	2024年7月まで	2024年9月の総長選考・監察会議で決定（実施手順の検討開始前）まで

○申し送り事項1. 次期総長選考に向けて特に留意すべき課題

課題		論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
(1) 総長選考プロセスの大枠について	①選考プロセス全体	・次期選考に向け、総長選考/会議において各年度に取り組むべき基本的事項の行程表	(実施済み) 本ペーパー 必要に応じて見直し	・総長選考・監察会議の了承		
	①選考プロセス全体	・大学組織における総長の位置づけ ・教学と経営の長を分離するか否かについて、大学としての方針を確認	分離の方法 (a) 分離しない (現行維持) (b) 分離しないが、教学を「つかさどる副学長」を置く (c) 理事長と大学総括理事に分離する	・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・学内構成員への意見照会 ・大学総括理事を設置する場合、総長選考・監察会議の表決 (・大学総括理事の選任手続案検討→役員会へ引き継ぎ規則化)		
	②求められる総長像	・「求められる総長像」の具体化についての検討	(a) 現行維持 (b) UC Berkeley Chancellor 選考の際に提示される Qualifications and Experience (characteristics) 17項目を参考にする	・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換) ・学内構成員への意見照会 ・総長選考・監察会議の了承	2025年10月まで	
	③意向投票	・選考プロセスにおける意向投票の意義、位置づけ ・意向投票の複数回の投票等の方式の検討	選考会議の主体性を確保しつつも、大学の長の選考には、不可欠のプロセス			
(2) 総長選考プロセスにおける具体的事項について	①選考プロセス全体	・選考プロセスへの職員の参画の在り方の検討		・経営協議会、教育研究評議会と定期的な懇談の開催 (審議状況報告、意見交換)	2026年3月まで	2026年選考開始の公示日までの総長選考・監察会議で決定
	①第2次候補者の絞り込み方法	・第2次候補者に絞り込む方法についての詳細なルール ・現行内規の「3人以上5人以内」の規定を維持すべきかどうか ・絞り込みを行う回の議事運営をより詳細に定める		・学内構成員への意見照会		
	②候補者情報の収集の在り方	・選考委員に対する候補者情報の充実化 候補者提出書類及び候補者に対する面接時間 ・経営協議会や教育研究評議会の協力も得て、候補者となり得る人物を日常的・多元的に知る機会を増やす方策		・総長選考・監察会議内規の改正 ・総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改正		
	③候補者情報の発信・提供の在り方	・構成員等に対する候補者情報提供の充実化 公表内容、発信・提供の範囲、公開討論会、動画配信		・総長選考・監察会議における表決		
④経営協議会との関係	・経営協議会における第1次候補者推薦の在り方		・経営協議会との対話の機会を通じ検討を促す。			

○申し送り事項 2. 総長の業務執行状況の確認、業績評価及び将来の総長候補の育成の在り方について

課題	論点	検討の方向性・選択肢	必要手続	検討完了時期	手続完了時期
(1)	・総長の業務執行状況の確認 方法 監事との連携の在り方	(実施済み) 必要に応じて見直し	総長選考・監察会議の了承	/	
(2)	・総長の賞与の増減に業績評価、監事との連携の在り方も含めた具体的な評価方法				
(3)	・将来の総長候補の育成の在り方	既に本学では、国立大学法人ガバナンス・コード【原則1-4 長期的な視点に立った法人経営を行う人材の確保と計画的な育成】を受けて、国立大学法人東京大学における法人経営人材の育成方針について（令和3年3月18日総長裁定）が定められており、将来に向かってその法人経営を担う人材を戦略的かつ計画的に育成するとし、定期的に法人経営人材の育成状況を確認するとともに、必要な対応を行うとしていることから、総長選考・監察会議としては検討を行わないが、必要な情報収集を行い総長との懇談の機会を活用するなどして定期的に法人経営人材の育成状況を確認していく。	総長選考・監察会議の了承	2023年2月まで	2023年3月の 総長選考・監察 会議で決定

○総長の賞与に係る職務実績評価等についての意見

<評価の視点>

- ・総長に求められるものは何か、それをどのように評価するかについて、各委員で共通の視点を持つことが重要である。その視点を踏まえ、総長から報告いただきたい事項を整理し、総長に伝える必要がある。

<資料の取り扱い>

- ・総長が提出する資料の公開・非公開を明確にする。

<スケジュール>

- ・上記の「評価の視点」に基づく評価プロセスに要する時間を考慮し、評価結果を経営協議会へ報告する時期との関係を含めて、検討する必要がある。
- ・監事との懇談、総長との懇談の順序を検討する。
- ・総長との懇談については、前年度に係る職務実績評価と当該年度の進捗状況の確認等、目的を分けて開催する。開催時期もそれぞれの懇談の目的を踏まえて検討することが望ましい。

<意見聴取>

- ・評価にあたっては、総長、監事以外の学内構成員の意見を、総長選考・監察会議として把握する仕組みを検討する必要があるのではないかと。ただし、評価作業量の平準化の観点から、年度ごとに意見を聴く構成員の範囲を絞る等、メリハリをつけて運用することが考えられるのではないかと。

東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項（案）

（令和 5 年 3 月 日総長選考会議承認）

1. 議事の記録について

- (1) 東京大学総長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）の議事は、書面及び電磁的音声記録により記録するものとする。書面による記録は、議事要旨及び議事録とする。
- (2) 議事要旨は、議事の論点及び経過並びに結果及び決議事項を簡潔に記載するものとする。
- (3) 議事録は、議事の経過と結果・決議事項について、委員の氏名や意見・発言内容などを具体的に記載するものとする。
- (4) 議事録は、選考会議が定めるところに従い、委員間の情報共有に用いるほか、委員の交代に際し、新旧委員間の情報伝達にも活用できるものとする。

2. 議事・配付資料の公開について

- (1) 会議の議事要旨、議事録（議長を除き匿名化したもの。以下同じ。）及び配付資料は、原則として各回の会議終了後に東京大学ホームページの選考・監察会議ページに公開する。ただし、人事に関する意見交換を行う議事の議事録及び配付資料は非公開とし、それ以外の議事録及び配付資料についても全部またはその一部を公開することが適当でないと選考・監察会議が議決したときは、非公開とすることができる。
- (2) 前号ただし書き後段の規定により議事録及び配付資料を公開しないこととする場合は、その理由について、選考・監察会議の承認を得る。経たうえで、
(3)前二号の規定により公開しないこととする場合は、その旨及び理由を併せて公表する。
- (34) 選考・監察会議ページには、問い合わせ先を明示し、常時、質問や意見を受け付ける。
- (45) 電磁的音声記録による記録は公開しない。

3. 保秘事項について

- (1) 委員は、人事に関する意見交換を行う議事については、議事要旨として公表される内容を除き、議事の内容を保秘するものとする。
- (2) 議長は、人事に関する意見交換を行う議事に際しては、当該議事の開始時と終了時に保秘について確認するものとする。
- (3) 人事に関する意見交換以外の議事においても、公表に適さない内容が含まれていると議長または委員が思料した場合は、当該議事の終了時に保秘とするか否かを決定するものとする。
- (4) 全ての議事において、議長を除き意見の発言者名は保秘するものとする。

4. 議長の選出方法について

- (1) 議長の選出に総長を関与させてはならない。
- (2) 議長の選出のための委員の互選にあたっては、各委員の略歴等の情報を事前に共有するものとする。
- (3) 議長の選出のための委員の互選にあたっては、国立大学法人法、規則及び内規に定める本選考・監察会議の任務、議長の権限及び次項に定める議長の行動指針を確認す

るものとする。

- (4) 議長の選出のための委員の互選は、委員間で意見交換をした後に単記無記名投票を行い、出席委員の過半数の票を得た者を議長とする。
- (5) 前号において、出席委員の過半数の票を得た者がいないときは、得票多数の者2人（末位の者と得票同数の者があるときは、その者を含める。）について、単記無記名投票を行う。
- (6) 前号の投票に及んでなお出席委員の過半数の票を得た者がいないときは、得票の多数を得た者を議長とする。ただし、得票同数のときは、くじで定める。
- (7) 議長の選出のための議事進行は事務局が行い、第4号から第6号に定める投票による決定方法を予め確認するものとする。

5. 議長の行動指針について

- (1) 議長は、委員としての意見を有しつつも、中立・公正な議事運営を行うことを第一義的な務めとしなければならない。
- (2) 議長の選出後、議長自身に所信表明を求め、それを公表するものとする。

6. 選考・監察会議の傍聴及び陪席について

- (1) 人事に関する意見交換が行われる議事を除き、委員選出母体である経営協議会委員及び教育研究評議会評議員の傍聴を認める。
- (2) 学内構成員に公開することが適切であると選考・監察会議において事前に決定した議事については、学内構成員の傍聴を認めることができる。
- (3) 監事のほか、以下の者の陪席を認める。

ア. 総務部長

イ. 人事部長

ウ. 本部法務課長

エ. 本部法務課法規チーム職員

オ. その他議長が必要と認める者であって、選考・監察会議により承認された者

7. 選考・監察会議における関係規則等の席上配置について

- (1) 選考・監察会議においては、関係規則等をまとめた冊子を席上に配置するものとする。
- (2) オンライン会議においては共有 URL に関係規則等をまとめた冊子の電子媒体を格納し、常時参照できるようにする。

8. 経営協議会、教育研究評議会及び学内構成員との関係について

- (1) 経営協議会及び教育研究評議会それぞれと定期的に懇談会を開催し、審議状況の報告と意見交換を行う。
- (2) 総長選考の仕組み等、重要な決定を行う場合には、学内構成員への意見照会の手続きを履む等、十分な情報提供及び透明性の確保に努める。

9. 選考・監察会議の開催方式について

- (1) 選考・監察会議の審議は、対面（オンライン形式含む。）によるものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、書面（電子メール含む。以下同じ。）による審議とすることができる。

- (2) 前号ただし書きに規定する書面による審議を行う場合、議長は、あらかじめ審議事

項を委員へ示した上で、書面による審議の必要性に関し、委員に異議がないことを確認しなければならない。

9-10. 本了解事項に定める事項について疑義が生じたとき、または本了解事項に定めのない事項について定める必要が生じたときには、選考・監察会議においてその都度決定するものとする。

2023年度総長選考・監察会議 立ち上げまでの日程案

日程案（1）※2022年度と同じ	
3月15日	総長選考・監察会議 (経協終了前)
3月15日	経営協議会
3月22日	教育研究評議会 /新任経協学外委員についての意見聴取
～	日程調整
4月18日	教育研究評議会 /総長選考・監察会議学内委員選出（部局長交代に伴うもの）
4月21日	経営協議会
4月21日	経協学外委員向けガイダンス・ (経協終了後) 第1回総長選考・監察会議学外委員推薦委員会/委員長選出
～	(委員長と事務局で案作成)
5月●日	第2回総長選考・監察会議学外委員推薦委員会/委員長から補充委員候補者名簿提示→候補者決定
6月23日	経営協議会 /委員会から候補者報告→総長選考・監察会議学外委員選出
6月23日	第1回総長選考・監察会議 (経協終了後) /ガイダンス/議長選出

日程案（2）	
3月15日	総長選考・監察会議 (経協終了前)
3月15日	経営協議会
3月22日	教育研究評議会 /新任経協学外委員についての意見聴取
～	日程調整
4月●日	経協学外委員向けガイダンス 第1回総長選考・監察会議学外委員推薦委員会/委員長選出
4月18日	教育研究評議会 /総長選考・監察会議学内委員選出（部局長交代に伴うもの）
～	(委員長と事務局で案作成)
4月●日 or 4月21日	第2回総長選考・監察会議学外委員推薦委員会/委員長から補充委員候補者名簿提示→ (経協開始前) 候補者選定
4月21日	経営協議会 /委員会から候補者報告→総長選考・監察会議学外委員選出
4月●日	第1回総長選考・監察会議 /ガイダンス/議長選出/議長代行指名/学外WGへ検討事項付託
6月23日	第2回総長選考・監察会議 (経協開始前) /総長の賞与に係る職務実績評価手順・観点・スケジュール確定
6月23日	経営協議会

日程案（1）※2022年度と同じ	
7月●日	第2回総長選考・監察会議 /議長代行指名/学外WGへ検討事項付託/総長の賞与に係る職務実績評価手順・観点・スケジュール確定
9月13日 (経協開始前)	第3回総長選考・監察会議 /総長との懇談
9月13日	経営協議会
11月15日 (経協開始前)	第4回総長選考・監察会議 /監事との懇談 /総長の賞与に係る職務実績評価決定
11月15日	経営協議会 /総長の賞与に係る職務実績評価結果報告
1月24日 (経協開始前)	第5回総長選考・監察会議 /中間評価実施手順・次年度への申し送り事項
1月24日	経営協議会
3月15日 (経協開始前)	第6回総長選考・監察会議 /中間評価実施手順決定・次年度への申し送り事項決定
3月15日	経営協議会

日程案（1）は、2022年度と同じスケジュール（2023年度は、6月经協の開催日が月末寄りに設定された）。経営協議会における総長選考・監察会議学外委員の選出は6月となる。この間、学外委員の任期は2年であることから、偶数年には学外委員不在の期間が、奇数年には学外委員欠員不補充の期間が生じる。

日程案（2）	
7月●日	第3回総長選考・監察会議 /監事との懇談
8月●日	第4回総長選考・監察会議 /総長との懇談（賞与に係る評価）
9月13日 (経協開始前)	第5回総長選考・監察会議 /総長の賞与に係る職務実績評価決定
9月13日	経営協議会
11月15日 (経協開始前)	第6回総長選考・監察会議 /総長との懇談（現行の執行状況の確認）
11月15日	経営協議会 /総長の賞与に係る職務実績評価結果報告
1月24日 (経協開始前)	第7回総長選考・監察会議 /中間評価実施手順・次年度への申し送り事項
1月24日	経営協議会
3月15日 (経協開始前)	第8回総長選考・監察会議 /中間評価実施手順決定・次年度への申し送り事項決定
3月15日	経営協議会

日程案（2）は、経営協議会における総長選考・監察会議学外委員選出時期を4月とする案。そのため、4月经営協議会開催前までには、総長選考・監察会議学外委員推薦委員会を2回開催する必要がある。（第1回で委員長選出、第2回で候補者選定し、4/21経営協議会にて報告→総長選考・監察会議学外委員選出）

第6回総長選考・監察会議議事要旨（案）

1. 開催日時：令和5年1月11日（水）14：00～15：20
2. 方法：オンライン会議（Zoom）
3. 出席者：岩田、遠藤、国谷、小林、佐藤、板東、森田、山本、須田、山内、城山、森、杉山、河村 各委員
4. 陪席者：吉田監事、棚橋監事
5. 議題
 - 1 今年度の総長の職務実績評価手続きに関する振り返りについて
 - 2 総長選考・監察会議学内ワーキング・グループからの報告について
 - 3 経営協議会及び教育研究評議会との懇談の中止について
 - 4 総長選考・監察会議関係規則等の改正について
 - 5 令和5年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について
 - 6 その他
6. 配布資料
 - 1 今年度の総長の職務実績評価関係資料
 - 2 2025年度までの総長選考・監察会議における課題検討行程表（案）
 - 3 総長選考・監察会議関係規則等の改正について（案）
 - 4 令和5年度の総長選考・監察会議への申し送り事項（素案）
 - 5 第5回総長選考・監察会議議事要旨（案）
 - 6 令和4年度総長選考・監察会議関係日程

参考資料

 - 1 東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項（令和4年3月16日総長選考会議承認）
 - 2 国際卓越研究大学の研究に及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針（文部科学省）
 - 3 大学ファンドを通じた世界最高水準の研究大学の実現に向けて～国際卓越研究大学制度の概要～（文部科学省）

7. 議事

1 今年度の総長の職務実績評価手続きに関する振り返りについて

議題1に関し、議長から、配布資料1に基づいて説明があった。次いで、意見交換が行われ、出席委員から概ね以下の意見があった。

- 総長が提出する資料の公開・非公開を明確にするべきと思われる。
- 総長に求められるものは何か、それをどのように評価するのかについて各委員で共通の視点を持つことが重要である。総長の報告もその観点を踏まえて行っていただくことが望ましく、意見をまとめて総長に伝えることも含めタイムスケジュールを考慮する必要がある。
- 職務実績評価結果を同日の経営協議会に伝えるというスケジュールは改善する必要がある。
- 監事との懇談、総長との懇談の順序を検討する必要がある。
- 総長との懇談については、前年度に係る職務実績評価と当該年度の進捗状況の確認等必要に応じて目的を分けて開催するという事も考えられるのではないか。
- 学内構成員の意見を総長選考・監察会議として把握する仕組みというのも必要ではないか。年度ごとに意見を聞く構成員の対象を絞るなど、メリハリをつけて運用していくといったような方向性も、考えられるのではないか。

2 総長選考・監察会議学内ワーキング・グループからの報告について

議題2に関し、議長代行から、配布資料2に基づいて報告があった。次いで、事務局から参考資料2に基づいて、国際卓越研究大学制度の動向について説明があった。次いで、報告の内容について質疑応答が行われ、今年度の学内ワーキング・グループの作業は完了したことが確認された。

3 経営協議会及び教育研究評議会との懇談の中止について

議題3に関し、議長から、参考資料1に基づいて説明があった。議長から、経営協議会及び教育研究評議会との懇談の中止について諮ったところ、出席委員から異議はなく、承認された。

4 総長選考・監察会議関係規則等の改正について

議題4に関し、事務局から、配布資料3に基づいて説明があった。議長から、配布資料3に掲げる方向性で改正を行うことを諮ったところ、出席委員から異議はなく、次回の総長選考・監察会議にて、改正条文を示すことが確認された。

5 令和5年度の総長選考・監察会議への申し送り事項について

議題5に関し、議長から、配布資料4に基づいて説明があった。議長から、議題1で提起された委員からの意見について、申し送り事項に反映させることを諮ったところ、出席委員から異議はなく、承認された。

6 その他

事務局から、今後の総長・選考監察会議関連の日程について説明があった。

以上

今年度より、新たな総長選考・監察会議の運営に関し規定した「東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項（令和4年3月16日総長選考会議承認）」（以下、本資料において「了解事項」という。）に基づき、本会議運営を進めてきたが、次年度に向けて、この新たな運営規定の趣旨を保ちつつ、今年度の運営を踏まえ、より適切な運営への改善として、以下の了解事項に係る論点を掲げる。この論点を踏まえ、了解事項を改正してはどうか。

《改正についての論点》

論点① 人事に関する議事を非公開とする場合の資料の取扱いについて

論点② 総長選考・監察会議の陪席者の範囲について

論点③ 書面審議の取決めについて

《論点①》人事に関する議事を非公開とする場合の資料の取扱いについて

東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項（令和4年3月16日総長選考会議承認）（抄）

2. 議事・配付資料の公開について

- (1) 会議の議事要旨、議事録（議長を除き匿名化したもの。以下同じ。）及び配付資料は、原則として各回の会議終了後に東京大学ホームページの選考・監察会議ページに公開する。ただし、**人事に関する意見交換を行う議事の議事録は非公開とし、それ以外の議事録及び配付資料についても全部またはその一部を公開することが適当でないと選考・監察会議が議決したときは、非公開とすることができる。**
- (2) 前号ただし書きの規定により議事録及び配付資料を公開しないこととする場合は、会議の承認を経たうえで、その理由を併せて公表するものとする。
- (3) 選考・監察会議ページには、問い合わせ先を明示し、常時、質問や意見を受け付ける。
- (4) 電磁的音声記録による記録は公開しない。

《検討の方向性》

- 了解事項の2において、人事に関する意見交換を行う議事の議事録については、明確に非公開としているが、資料については非公開とされておらず、非公開とする場合は、総長選考・監察会議が公開することが適当ではないと議決したときに非公開とすることができるとしている。
- 実際の運営上、人事に関する意見交換を行う議事は当該資料をもとに審議されるものであり、議事の議事録が非公開であれば、当然にその資料も非公開とするべきではないか。資料についての総長選考・監察会議での非公開とする議決を得るまでもなく、明確に非公開として扱うことができるよう改正してはどうか。

《論点②》 総長選考・監察会議の陪席者の範囲について

東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項（令和4年3月16日総長選考会議承認）（抄）

6. 会議の傍聴及び陪席について

- (1) 人事に関する意見交換が行われる議事を除き、委員選出母体である経営協議会委員及び教育研究評議会評議員の傍聴を認める。
- (2) 学内構成員に公開することが適切であると会議において事前に決定した議事については、学内構成員の傍聴を認めることができる。
- (3) 監事のほか、以下の者の陪席を認める。

ア. 総務部長

イ. 人事部長

ウ. 本部法務課長

エ. 本部法務課法規チーム職員

《検討の方向性》

- 了解事項6（3）には総長選考・監察会議における具体的な陪席者が定められている。
- 実際の運営において、了解事項6（3）に記載の者が、出席が困難な場合があり、総長選考・監察会議の審議事項の重要性の観点から、代理者を陪席させたい、又は、了解事項において陪席が許されている者以外の陪席者が必要となる場合があった。
- 上記の事態が今後も生じ得る可能性があるため、議長が必要と認める場合は、総長選考・監察会議の審議前に了解事項6（3）に記載の者以外の者の陪席の可否を諮り、同会議の了承を得た上で陪席させることができるように改正してはどうか。

《論点③》 書面審議の取決めについて

東京大学総長選考・監察会議の運営に関する了解事項（令和4年3月16日総長選考会議承認）（抄）

9. 本了解事項に定める事項について疑義が生じたとき、または本了解事項に定めのない事項について定める必要が生じたときには、選考・監察会議においてその都度決定するものとする。

参考：東京大学総長選考・監察会議内規（平成16年4月1日東大規則第5号）（抄）

（議事）

第2条 選考・監察会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 選考・監察会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、第15条により解任の申出をする場合及び第20条によりこの内規の改廃について議決する場合には、出席委員の3分の2以上の多数により決定しなければならない。

3 委員の出席及び議決に関しては、委任の方法を用いることはできない。

（表決）

第3条 選考・監察会議が次の各号に掲げる議決を行うときは、表決による。ただし、他の事項について議決を行う際に表決を用いることを妨げない。

(1) 第1次総長候補者の決定

(2) 第2次総長候補者の決定

(3) 総長予定者の決定

(4) 総長の解任の申出の決定

(5) 総長の中間評価結果の決定

(6) 求められる総長像の決定

(7) 東京大学総長の任期に関する規則の改廃

(8) 大学総括理事の設置

(9) この内規及び東京大学総長選考及び総長解任の申出に関する細則の改廃

2 表決の方法は、議長を除く出席委員の無記名投票による。ただし、第1項各号に掲げる事項を除き、出席委員全員に異議のないときは、他の方法によることができる。

3 議長は、表決による議決を行う場合には、議事進行上、表決による議決を行うこと、表決の方法及び議決の要件を必ず確認するものとする。

《検討の方向性》

○現在、総長選考・監察会議関係規則等には、書面審議に関する取り決めはない。

今後、至急の会議開催の必要性や効率的な会議運営の観点から、了解事項の9に基づき、書面審議について了解事項に定めてはどうか。なお、この場合において、書面審議ができ得る審議事項は、表決を要する事項も含む全てで良いのか。

○書面審議をする場合、予定する議題を示した上で書面審議の是非を諮り、委員全員が賛成する場合には書面審議とすることができるとしてはどうか。 20